

平成 31 年度

財政援助団体監査報告書

岩戸地域センター運営協議会
南部地域センター運営協議会

市民生活部 地域活性課

柏江市監査委員

(写)

泊監委発第 000066 号
令和元年 12 月 26 日

泊江市長
松原 俊雄 様

泊江市議会議長
石井 功 様

泊江市監査委員 東海林 和彦

同 石川 和広

財政援助団体監査の結果について（報告）

地方自治法第 199 条第 7 項の規定により、財政援助団体監査を実施したので、
同条第 9 項及び第 10 項の規定により、その結果を別紙のように報告します。

なお、この監査結果に基づき、又はこの監査結果を参考として措置を講じた
ときは、同条第 12 項の規定により報告願います。

平成 31 年度財政援助団体監査報告書

第 1 監査の種類

地方自治法第 199 条第 1 項及び第 7 項の規定による監査

第 2 監査の範囲

平成 30 年度及び平成 31 年 4 月 1 日から令和元年 9 月 30 日までの事務事業の執行状況

第 3 監査の対象

團 体 岩戸地域センター運営協議会・南部地域センター運営協議会
所 管 課 市民生活部 地域活性課

第 4 監査の期間

令和元年 9 月 17 日から 12 月 25 日まで
[監査の実施日：令和元年 11 月 29 日]

第 5 監査の主眼及び方法

財政援助団体及び所管課における補助対象事業に係る出納その他の事務の執行について、次の事項を主眼とし、提出資料、関係帳票類の確認並びに関係職員からの説明を聴取して監査を実施した。

1 所管課

- (1) 補助金の目的、基準は規則等により明確に定められているか。
- (2) 補助金の交付目的及び補助対象事業の内容は明確か。
- (3) 補助金の額の算定、交付手続及び交付時期等は適正か。
- (4) 補助金の効果、執行状況については実績報告書でなされているか、また、その審査は適正か。
- (5) 補助金の交付団体への指導監督は適切に行われているか。

2 財政援助団体

- (1) 補助事業は、目的に沿って適正かつ効率的に執行されているか。
- (2) 補助金に係る収支の会計処理は適正に行われているか。
- (3) 補助金に係る出納関係帳票の整理、記帳は適正に行われているか、また、領収書等の証拠書類の整備、保存は適正か。
- (4) 実績報告書と決算に係る計算書類の金額等は符合しているか。

第6 団体の概要

1 岩戸地域センター運営協議会

(1) 所在地 東京都狛江市岩戸南二丁目2番5号

(2) 目的

岩戸地域センターを有効適切に活用し、コミュニティ活動を推進して、より良い地域社会を形成することを目的とする。

(3) 事業内容

- ① コミュニティ活動に関すること。
- ② センターの管理及び運営に関すること。
- ③ 利用者の意見、要望の聴取に努めること。
- ④ その他協議会が必要と認めたこと。

(4) 役員等

会長	1人
副会長	3人
部長	3人
会計	2人
監事	2人

(5) 組織

この運営協議会は役員14名、部員10名、事務局職員（事務局長1名、事務職員1名、事務補助員4名）及び委託従事者4名で構成されている。

(6) 地域センター運営協議会助成金の内訳

(単位：円)

	平成30年度	平成31年度
4月期	6,468,500	6,191,600
7月期	2,846,500	2,890,000
10月期	3,687,500	3,812,000
1月期	2,760,500	—
交付確定額	15,763,000	—
返還金額	707,461	—

2 南部地域センター運営協議会

(1) 所在地 東京都狛江市猪方四丁目 11 番 1 号

(2) 目的

南部地域センター利用者同士の連帯と責任のもとに、センターを有効適切に自主運営し、コミュニティ活動を通して、より良い地域社会を形成することを目的とする。

(3) 事業内容

- ① センターの管理運営に関すること。
- ② センターの利用者間及びセンター利用者と地域住民の情報交換、交流並び親睦に関すること。

(4) 役員等

会長	1人
副会長	3人
部長	4人
会計	2人
監事	2人

(5) 組織

この運営協議会は役員 12 名、部員 27 名、事務局職員（事務局長 1 名、事務職員 1 名、事務補助員 4 名）及び委託従事者 4 名で構成されている。

(6) 地域センター運営協議会助成金の内訳

(単位：円)

	平成 30 年度	平成 31 年度
4 月 期	6,555,500	6,366,200
7 月 期	2,799,500	2,890,000
10 月 期	3,659,500	3,827,200
1 月 期	2,718,500	—
交付確定額	15,733,000	—
返還金額	440,652	—

第7 監査の結果

岩戸地域センター運営協議会・南部地域センター運営協議会及び市民生活部地域活性課において、補助対象事業に係る出納その他の事務の執行について、提出資料、関係帳票類の確認並びに関係職員からの説明を聴取して監査を実施した。その結果を以下に述べる。

地域センターは、新しい地域的な連帯感に支えられた豊かな市民生活の実現に資することを目的とし、市民の自発的なコミュニティ活動を助長するため設置された。岩戸地域センターは昭和53年7月に開館、平成27年4月に建て替えられている。南部地域センターは昭和58年4月に開館、平成26年3月に大規模改修されている。

地域センターの管理運営は、平成4年度から地域住民が組織する地域センター運営協議会と泊江市が協定を締結し、地域センター運営協議会による管理運営となった。地域センター運営協議会は、それぞれの地域の町会、自治会、利用団体等から選出された委員により構成され、地域センターを有効適切に活用し、コミュニティ活動を推進して、より良い地域社会を形成することを目的とし、管理や事業の実施などすべて自主運営により行っている。地域活動の中心となってコミュニティづくりを目指した事業を行うことで、さらなる多様なふれあいの輪を広げていくことが主な役割である。

各地域センター運営協議会においては、センターまつり、料理教室、ふるさと友好都市との交流会、コミュニティ誌の発行、子どもを対象とした行事等多彩な事業やイベントの開催に取り組まれ、市民一人ひとりの交流を大切にするコミュニティ活動を通して、明るく生き生きとした地域社会の実現に努められている。

今後とも、コミュニティ活動を礎として、より良い地域社会をつくるために、主体的な活動に地域全体で取り組み、また、泊江市に愛着が持てるよう、地域の特色を生かした活動や、地域の課題を解決する活動などを目指すよう願うものである。

なお、岩戸地域センター運営協議会、南部地域センター運営協議会及び市民生活部地域活性課については、補助対象事業に係る出納その他の事務の執行については、おおむね適正に処理されていると認められるものの、改善が望まれる事項及び意見等は次のとおりである。

1 助成金の支払い等について

地域センター自主運営に関する協定書第4条(助成金)第3項及び第4項、第5条(事業、経費の報告及び精算)第1項及び第2項について、助成金の支払い及び精算と報告の提出等が実際の取り扱いと相違する点が見受けられることから、適正な運用ができるよう改善するようお願いする。

2 緑越金について

平成29年度及び平成30年度地域センター運営協議会決算を確認すると、

岩戸地域センター、南部地域センターとも次年度繰越金が発生している。説明では突発的な修繕等に充当するという考え方で運用しているとのことであるが、地域センター運営協議会事業の予算のあり方、繰越金の扱いについて整理を行っていただきたい。

3 施設使用料の納入について

自動券売機で収納した施設使用料については、地方自治法第243条、同施行令第158条及び柏江市会計事務規則第34条、第35条の規定に基づき、毎月、地域センター運営協議会事務局職員により収納されている。市として自動券売機のジャーナルの金額確認を目視により行っていることだが、公金の収納であることから、収納状況の記録として帳票等の写しをチェックし保存するなど、責任の所在を明確にし、なお一層の公金の適切な管理を行っていただきたい。

4 地域センター備品について

各地域センターに設置されている市所有の備品については、台帳管理のもと年1回程度、地域活性課職員が確認を行っていることであるが、地域センターには備品台帳が設置されておらず、また、地域センターが購入した備品については台帳の整備がされていないことから、財産の適切な管理を行っていただきたい。

5 地域センター会則等について

各地域センター運営協議会において、会則や基準等が制定されているが、今回、その内容に一部不備等が見受けられたことから、地域センター運営協議会については内容の見直しを行うとともに、地域活性課においても見直しに対し、協力、助言等していただきたい。